

群馬県適正化通信 NO. 158(令和3年10月号)

令和3年度整備管理者（選任後）研修の実施について

整備管理者は、常に整備管理に関する知識、能力の維持、向上に努めるとともに、道路運送車両の運行に係る関係法令の改正、関係通達等を熟知しておかなければなりません。その機会のひとつとして整備管理者に対する研修の受講が義務付けられています。

また、自動車運送事業者の立場でも、整備管理者の能力の維持や向上に努めさせる義務があり、漏れることなく講習を受けさせなければなりません。

選任された整備管理者には「2ヵ年度ごとに1回」の受講が義務付けられていますが、注意しなければならないのが年度の「4月から翌年3月までの受講」であり、暦年の「1月から12月までの受講」ではありません。

例えば、令和2年1月に受講された場合は、令和元年度に受講したことになりますので、令和3年度には受講しなければなりません。選任されている整備管理者の手帳等を再度ご確認ください、受講漏れがないよう、必ず受講をお願いいたします。

昨年度より群馬県における整備管理者（選任後）研修は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、完全予約制での開催となっております。

受講希望の際には、群馬運輸支局のホームページまたは、(一社)群馬県トラック協会のホームページから申込書がダウンロード出来ます。

なお、申込書の送付先については群馬運輸支局となっておりますので、群馬運輸支局へ直接ファックス（027-261-0032）にて申込みを行ってください。

行政処分関係

・整備管理者の研修受講義務違反 初違反 10日車 再違反 20日車

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821